

令和 7 年 広 審 第 1 6 号

裁 決

貨物船 A のり 養殖施設 損傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A 船長

海技免許 四級海技士 (航海)

受 審 人 a 2

職 名 A 一等航海士

海技免許 五級海技士 (航海)

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の五級海技士 (航海) の業務を 1 か月停止する。

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 7 年 3 月 2 日 17 時 42 分少し前

香川県井島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船 A

総トン数 499トン

全長 64.496メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 井島水道及びのり養殖施設設置状況

井島水道は、井島東岸と香川県豊島西岸との間にある最狭部の幅が約1,300メートルの水道で、北口は播磨灘北部に、南口は備讃瀬戸東部にそれぞれ接しており、令和5年10月1日から令和10年9月30日までの毎年10月1日から翌年3月31日までの間、鞍掛鼻灯台から010度（真方位、以下同じ。）1.67海里、026度1.75海里、032度850メートル及び019度690メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた水域に、香川県知事からX漁業協同組合が免許を受けた免許番号区第86号漁場区域（以下「86号区域」という。）が設定され、86号区域内に、のり養殖施設が設置されていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、操舵室前面中央に操舵スタンド、右舷側に電子海図システム及び機関遠隔操縦装置、左舷側にレーダー2台をそれぞれ装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、a1及びa2両受審人ほか3人が乗り組み、回航の目的で、空倉のまま、船首2.0メートル船尾3.0メートルの喫水をもって、令和7年3月2日14時30分兵庫県姫路港を発し、広島県因島北部の造船所に向かった。

ところで、Aのレーダーを1.5海里レンジに拡大すると86号区域内ののり養殖施設の漁具が映り、a1及びa2両受審人は同施設の存在を承知していた。

a 1 受審人は、船橋当直体制を、11時15分から15時15分までを二等航海士が、15時15分から19時15分までを a 2 受審人が、19時15分から23時15分までを自身がそれぞれ入直する単独の4時間3直制とし、出航操船ののち、14時45分頃姫路港南方沖合で二等航海士に船橋当直を委ねて降橋した。

a 2 受審人は、15時15分兵庫県院下島北方沖合で二等航海士から引き継いで単独の船橋当直に当たり、ノースアップ表示の1.5海里レンジとした1号レーダー及び6海里四方を表示させた電子海図システムをそれぞれ作動させ、播磨灘を西行して豊島北方沖合に至り、17時27分鞍掛鼻灯台から058度3.6海里の地点で、針路を249度に定めて自動操舵とし、11.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

17時31分 a 1 受審人は、鞍掛鼻灯台から055度2.8海里の地点に達したとき、井島水道北口まで約1.5海里となつたが、a 2 受審人は井島水道の通航経験が豊富なので、操船を任せても無難に航行できるものと思い、昇橋して自ら操船指揮を執らなかつた。

a 2 受審人は、井島水道南口に向けて転針する予定で井島東方沖合を続航し、操舵室から左舷ウイングに移動して双眼鏡で井島水道南口付近の状況を確認していたところ、17時39分鞍掛鼻灯台から043度1.6海里の地点に達したとき、86号区域が船首方1,200メートルのところとなり、その後同区域に向首して接近する状況であったが、双眼鏡で井島水道南口付近の状況を把握することに気をとられ、レーダーを活用してのり養殖施設との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかつたので、この状況に気付かなかつた。

a 2 受審人は、17時41分半僅か過ぎ船首至近に迫った86号

区域ののり養殖施設を認め、左舵一杯とし、機関を中立運転としたものの、効なく、17時42分少し前鞍掛鼻灯台から025度1.0海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同区域ののり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は雨で風力1の北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、井島水道付近の視程は約1,300メートルであった。

a 1 受審人は、船体の衝撃に気付いて直ちに昇橋し、のり養殖施設に乗り入れたことを知り、事後の措置に当たった。

その結果、推進器翼に曲損を生じたが、のち修理され、のり養殖施設は、のり網及び枠綱に折損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件のり養殖施設損傷は、井島東方沖合において、井島水道北口で同水道南口に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、86号区域に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、井島水道を通航するに当たり、船長が昇橋して自ら操船指揮を執らなかったことと、一等航海士が船位の確認を十分に行わなかったことによるものである。

a 2 受審人は、井島東方沖合において、井島水道北口で同水道南口に向けて航行する場合、転針予定地点を通過して86号区域ののり養殖施設に向首接近することのないよう、レーダーを活用してのり養殖施設との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、双眼鏡で井島水道南口付近の状況を把握することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、86号区域に向首接近する状況に気付かないまま進行し、同区域内ののり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設にそれぞれ損

傷を生じさせるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

a 1 受審人は、井島水道を通航するに当たり、昇橋して自ら操船指揮を執るべき注意義務があった。しかるに、同人は、a 2 受審人は井島水道の通航経験が豊富なので、操船を任せても無難に航行できるものと思い、昇橋して自ら操船指揮を執らなかった職務上の過失により、86号区域ののり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 12 月 2 日

広島地方海難審判所

審 判 長 審 判 官 高 橋 寿 則

審 判 官 山 岸 雅 仁

審 判 官 井 手 則 義